

令和6年4月から指名競争入札による最低制限価格を変更します

令和6年4月1日入札執行分より、「玉野市建設工事最低制限価格」の設定を次のとおり変更します。
入札参加等にあたり、ご注意くださいようお願いいたします。

(※ 従前よりの改正部分は赤文字部分となります。)

- まず、**基礎価格(A)**を令和4年中央公契連モデルに準拠した下記により計算します。

計算式 **基礎価格(A) = (1) + (2) + (3) + (4)**

- (1) : 直接工事費の 97 %
- (2) : 共通仮設費の 90 %
- (3) : 現場管理費の 90 %
- (4) : 一般管理費等の 68 %

(合計額に1円未満の端数が生じた場合は切り捨てとします。)

- 次に、**係数(5)**を下記により算出し決定します。

計算式 **係数(5) = 1 + (0.0012 * X + 0.00012 * Y) * Z**
(係数(5)の範囲は0.98812~1.01188とします。)

X、Y、Zの値は、開札日時のミリ秒を使用し、下2桁目の数値をX、下1桁目の数値をY、下3桁目の数値をZとするが、Z値が奇数の場合は「1」とし、0又は偶数の場合は「-1」とする。

- X : 10の位の数値、
- Y : 1の位の数値、
- Z : 100の位の数値により結果が、
1・3・5・7・9の場合は (1)
0・2・4・6・8の場合は (-1)

- 最後に、**基礎価格(A)**に係数(5)を乗じて**最低制限価格**とします。

計算式 **最低制限価格 = 基礎価格(A) * 係数(5)**

(最低制限価格は1,000円未満を切り捨てとします。)

※ただし、最低制限価格が設計金額の75%未満となった場合、最低制限価格は設計金額の75%に引き上げ、また92%以上となった場合は、92%に引き下げるものとします。
合冊入札については合計額により算出します。

※中央公契連とは

正式名称は「中央公共工事契約制度運用連絡協議会」であり国土交通省が事務局を担当し、その他国の省庁などで構成しています。毎年、必要に応じ最低制限価格の設定基準となる低入札調査基準価格モデルや指名停止措置モデル等の見直しを審議し、総会に付議、決定しています。

なお、決定した内容は各都道府県を通じ、管下市町村に通知されており、各自治体で運用方法を決定する際の標準的基準とされています。